

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-2)

政策名	7 生活安全	施策名	7-2 商取引安全			
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。					
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。また、キャッシュレス決済の導入により、店舗等の生産性向上や消費の利便性向上が実現できる社会を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	280,002	272,633	496	366
		補正予算(b)	149,746	▲ 12,887	0	0
		繰越し等(c)	▲ 210,706	109,329	101,376	
		合計(a+b+c)	219,042	369,075	101,873	
執行額(百万円)	219,030	369,013	47,291			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 					

測定指標	1	クレジット取引に関する相談件数(百件)	基準値	実績値				目標値	達成	
			26年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成
			400程度	382	351	332	322	-	前年度比で減少	
		年度ごとの目標値	前年度比で減少							
	2	商品取引に関する相談件数	基準値	実績値				目標値	達成	
			26年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成
			600程度	220	176	178	164	-	前年度比で減少	
		年度ごとの目標値	前年度比で減少							
	3	キャッシュレス決済比率	基準値	実績値				目標値	達成	
			28年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度	-
			20%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%	-	40%	
		年度ごとの目標値	-							
	4	割賦販売法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより割賦販売法を着実に執行している。					令和3年度	達成	
			立入検査数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	割賦販売法を着実な執行(立入検査、報告徴収等)			
				150	99	137				
	5	商品先物取引法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより商品先物取引法を着実に執行している。					令和3年度	達成	
			立入検査数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	商品先物取引法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)			
				7	1	4				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 割賦販売法、商品先物取引法における執行状況等から着実な執行が行われており、相談件数の減少にもつながっている。 キャッシュレス決済比率は2020年(29.7%)から2021年(32.5%)の1年間で2.8%上昇しており、「2025年まで6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」との目標に向けて順調に推移している。
	施策の分析	割賦販売法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施したことに加え、令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、クレジット事業者に対して、18、19歳の若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰と信防止義務の遵守等の徹底等を要請した。 商品先物取引法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施した。また、商品先物取引の実態調査を行い、監督上注意すべき点の把握に努めた。 キャッシュレス決済の更なる普及促進に向けて、キャッシュレス決済のコスト構造分析等による加盟店手数料の適正化に向けた取組やキャッシュレス決済を店舗に導入するメリットの定量化のための調査等を行い、中小店舗がキャッシュレス決済を導入しやすい環境整備に向けた検討を行った。マイナポイント事業と連携したキャッシュレス決済端末導入支援事業や、地域の商店街振興組合や観光協会等が一体となって地域における面的なキャッシュレス決済の推進を行う取組を支援する面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業を実施した。こうした取組みの結果、2020年から2021年の1年間でキャッシュレス決済比率は2.8%上昇し、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」との目標に向けて順調に推移している。
	次期目標等への反映の方向性	割賦販売法、商品先物取引法に関しては、引き続き、業者への立入検査や報告徴収等を行い、適正な執行に努めていく。 キャッシュレス推進については、「成長戦略フォローアップ 工程表」(令和3年6月18日閣議決定)において、キャッシュレスの環境整備については、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」旨が記載されているところ、ポイント還元事業による施策効果もあり、足元では目標に向けて堅調に推移したと認識。本目標は2025年度をターゲットイヤーとしており、直ちに次期目標等を変更するものではないが、キャッシュレス決済の更なる普及促進策を進める中で、当該目標の妥当性について検証を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局・課室名	商務・サービスグループ 商取引監督課/商品市場整備室/キャッシュレス推進室	政策評価実施時期	令和4年8月
----------	---------------------------------------	----------	--------